

別紙

諮問第1063号

答 申

## 1 審査会の結論

「東京都総務局総務部法務課が作成した平成28年〇月〇日付文書の根拠等」の開示請求について、東京都情報公開条例18条2項に規定する開示をしないものとする公文書に該当することを理由として却下した決定は、妥当である。

## 2 審査請求の内容

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都総務局総務部法務課審査庁ラインが作成した平成28年〇月〇日付文書には『審査会の諮問案件とはされていません』との記載があるがその根拠、並びにその扱いをした理由及びその事実を真正に証明できるもの（電磁的記録を含む）。」の開示請求に対し、東京都知事が平成28年11月28日付けで行った開示請求却下決定について、その取消しを求めるというものである。

### (2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件開示請求却下処分は、処分に至るまでの手続及び解釈も法令や一般常識にも反し、違法である。処分庁が審査請求人に対し、出鱈目な手続と処分をしたのであるから、審査請求人は本件処分の取消しを求める。

## 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人は、「東京都総務局総務部法務課審査庁ラインが作成した平成28年〇月〇日付文書には『審査会の諮問案件とはされていません』との記載があるがその根拠、並びにその扱いをした理由及びその事実を真正に証明できるもの（電磁的記録を含む）。」の開示を求めている。

平成28年〇月〇日付文書は、審査請求人が申し立てていた別件の異議申立てについて、同人から電話で問合せがあった内容に対して回答した文書であり、当該電話の際に、審査請求人が東京都個人情報保護審査会に提出する書面について述べていたことから、別件の異議申立ては同審査会の諮問案件とはされていない旨を当該回答文書に念のため記載したものである。

そして、当該異議申立てが同審査会の諮問案件とされていない根拠等は、当時の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号で、平成27年東京都条例第140号による改正前のもの。以下「旧個人情報保護条例」という。）及びその事務処理について定めた東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱（平成3年9月25日3情都情第193号で、平成27年12月18日付27生広情第639号による改正前のもの。以下「旧要綱」という。）である。

すなわち、旧個人情報保護条例24条1項は、「実施機関がした開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次に掲げる場合を除き、東京都個人情報保護審査会に諮問して、当該不服申立てについての決定又は裁決を行う」と規定し、旧要綱（第7・2・(1)）によれば、「補正に応じない等の理由により開示請求を却下する場合は、当該処分は開示決定等に含まれないことから、審査会への諮問は要しない」とされていたためである。

そうすると、本件開示請求の公文書の件名又は内容に該当するものは、旧個人情報保護条例及び旧要綱であることから、条例18条2項に規定する「一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているもの」に該当する公文書であるため、開示請求の対象とはならないことを理由として本件処分を行ったものである。

なお、本件処分通知書を審査請求人に送付する際に、参考として、「個人情報保護事務の手引 平成23年（2011年）3月」に掲載されている旧個人情報保護条例及び旧要綱の該当部分の写しを添付している。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 2月27日	諮問
平成29年11月 7日	実施機関から理由説明書收受
平成29年11月20日	新規概要説明及び審議（第184回第二部会）
平成29年12月18日	審議（第185回第二部会）
平成30年 1月29日	審議（第186回第二部会）
平成30年 2月19日	審議（第187回第二部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る開示請求の内容並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

###### ア 実施機関における不服申立制度の取扱いについて

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「改正行服法」という。）1条1項は、「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」と規定し、制度の目的を明らかにしている。

実施機関である総務局総務部法務課では、改正行服法に基づく不服申立てに係る事務を所掌しており、平成28年4月1日の改正行服法施行に伴い、改正前の行政不

服審査法（昭和37年法律第160号）で規定されていた「異議申立て」は「審査請求」に手続が一元化され、事務処理が行われている。

#### イ 本件開示請求について

本件審査請求に係る開示請求は、「東京都総務局総務部法務課審査庁ラインが作成した平成28年〇月〇日付文書には『審査会の諮問案件とはされていません』との記載があるがその根拠、並びにその扱いをした理由及びその事実を真正に証明できるもの（電磁的記録を含む）。」であり、審査請求人が行った平成27年〇月〇日付の別件異議申立て（以下「別件異議申立て」という。）について、実施機関が審査請求人からの問合せに対し、電話による回答を行い、これを補足するために作成して審査請求人に郵送した文書（平成28年〇月〇日付文書）中に「本件（別件異議申立て）は開示請求却下処分であり、当時の個人情報保護条例により、同（個人情報保護）審査会の諮問案件とはされていません」との記載がされていることについて、その根拠、理由等の開示を求めるもの（以下「本件開示請求」という。）である。

実施機関は、本件開示請求に対し、旧個人情報保護条例及び旧要綱を対象公文書として特定し、当該対象公文書は条例18条2項に該当するとして却下決定（以下「本件却下決定」という。）を行った。

#### ウ 条例の定めについて

条例18条2項は、「実施機関は、都の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、公文書の開示をしないものとする。」と規定している。

#### エ 本件却下決定の妥当性について

##### （ア）本件開示請求により審査請求人が求める情報について

審査会が別件異議申立てに係る異議申立書を見分したところ、その趣旨は、平成27年〇月〇日付けで東京都知事が審査請求人に対して行った保有個人情報開示請求却下処分（以下「別件却下決定」という。）の取消しを求めるものであることを確認した。

保有個人情報の開示請求に係る開示決定等に対する不服申立てがあったときの  
の手續については、「東京都個人情報の保護に関する条例を一部改正する条例」（平  
成27年東京都条例第140号）附則2項で「実施機関がした開示決定等、訂正決定等  
又は利用停止決定等についての不服申立てであって、改正行政不服審査法の施行  
前になされた開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものについては、  
なお従前の例による。」と規定しており、別件異議申立ては、改正行服法の施行日  
である平成28年4月1日より前に行われた別件却下決定に対するものであること  
から、旧個人情報保護条例が適用されることとなる。

旧個人情報保護条例24条1項柱書は、「実施機関がした開示決定等、訂正決定  
等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定  
に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、  
次に掲げる場合を除き、東京都個人情報保護審査会に諮問して、当該不服申立て  
についての決定又は裁決を行うものとする。」と規定し、審査会への諮問の対象と  
なるのは「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」であることを明らかに  
している。

ここでいう「開示決定等」とは、旧個人情報保護条例14条1項及び2項で「開  
示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定（以下「開示  
決定」という。）又は開示しない旨の決定（第17条の3の規定により開示請求を拒  
否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）」と  
定められており、旧個人情報保護条例17条の3は存否応答拒否についての規定で  
あることから、別件却下決定は審査会への諮問を要する「開示決定等」には該当  
しないものと解される。

この点について、旧要綱第7の2（1）において「…なお、開示請求、訂正  
請求又は利用停止請求が条例に規定する要件を満たさず、開示請求者、訂正請求  
者又は利用停止請求者が補正に応じない等の理由により当該開示請求、訂正請求  
又は利用停止請求を却下する場合は、当該処分は開示決定等、訂正決定等又は利  
用停止決定等に含まれないことから、審査会への諮問は要しない。」としている。

以上のことから、本件開示請求により審査請求人が求める情報は、旧個人情報  
保護条例14条1項、2項及び同条例24条1項で定める内容並びにこれらの規定に  
基づく事務処理指針として示された旧要綱第7の2（1）であると認められる。

(イ) 本件開示請求に係る実施機関の決定の妥当性について

条例18条2項は、都の図書館等図書、資料類の閲覧・貸出（以下「閲覧等」という。）を目的とする施設において管理されている公文書で、閲覧等ができるとされているものについては、当該公文書の開示をしないものとする一方、「当該図書館等の施設で閲覧等が可能である旨の教示をするものとする」旨が「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日11政都情第366号）により示されている。

審査会が実施機関に確認したところ、審査請求人の求める情報は旧個人情報保護条例及び旧要綱において規定され、これらを収録した都の刊行物である「個人情報保護事務の手引（平成23年3月）」（以下「手引」という。）が都民情報ルーム、都立図書館等に配架されているとのことである。また、本件却下決定に係る通知書の送付に同封して、上記の教示として、手引の表紙の写しに加えて旧個人情報保護条例及び旧要綱の当該条文が記載されたページの写しを郵送したとのことである。

そこで審査会において、これらの写しの提出を受けて、その内容を確認したところ、当該手引は東京都における個人情報保護制度に係る事務に従事する実施機関の職員向けに作成され、関連する条例・規則等の規程がまとめられている刊行物で、審査請求人が求める情報が記載されていることを確認した。

また、審査会が、事務局をして調査させたところ、本件開示請求及び本件却下決定がされた時点において、少なくとも都立図書館及び国会図書館に手引が配架されており、誰でも閲覧が可能であることを確認した。

以上のことを踏まえると、当該手引については、条例18条2項に規定する開示をしないものとする公文書に該当するものと認められることから、実施機関が行った本件却下決定は妥当である。

審査請求人はその他種々の主張をしているが、それらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻祐、野口 貴公美、森 亮二